

# 大和郡山とならコープによる住民の買い物支援事業に関する協定書

大和郡山市（以下「甲」という。）と市民生活協同組合ならコープ（以下「乙」という。）は住民の買い物支援に関して、以下のとおり協定書を締結する。

## （目的）

第1条 本協定書は、地理的条件や加齢、その他の要因により買物が困難となっている住民の生活機能を維持するため、甲と乙が協力体制を構築して住民の買物を支援する取り組みを実施することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （事業の役割分担）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げるよう役割分担し、事業に取り組むものとする。

- (1) 乙は、大和郡山市の拠点において移動販売車（コープあつたか便移動店舗）を運行し、食料品や日用品等の販売を実施すること。
- (2) 甲は、乙の販売が円滑に実施できるよう、地域住民と連携し販売の拠点として地域のコミュニティの中心である公民館等の施設敷地の使用について協力すること。
- (3) 乙は、移動販売を通じた地域の集いの場の形成を図ること。
- (4) 甲は、事業の実施を定期的に広報紙等において周知すること。
- (5) 前各号に定めるものの他甲乙協議し、前条の目的の実現のために必要なこと。

## （覚書の効力）

第3条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から1年間とする。ただし、本覚書の有効期間満了の30日前までに双方のいずれからも改正等の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

## （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、協働による取組みに当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

## （その他）

第5条 甲及び乙は、この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和4年8月29日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4  
大和郡山市長

工田



乙 奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号  
市民生活協同組合ならコープ  
代表理事 専務理事

福西 啓次

